

耐震化助成などのご案内

ブロック塀等改修工事助成

**令和4年度で制度終了のため
お早めにご相談ください!**

- 助成期限 令和5年3月31日
- 受付期限 令和5年1月31日

通学路沿いのブロック塀などの撤去、フェンスなどの新設工事費用の一部を助成しています。助成には、工事の契約前の申請が必要ですので、事前にご相談ください。

▶助成対象工事

- ①通学路・特定緊急輸送道路に面する高さ1m以上のブロック塀などの撤去
 - ②高さ2m以下のフェンスなどの新設
- ※区内中小企業が行う工事に限ります

▶助成対象

- 区内にあるブロック塀などを所有・管理する方か法人
※次のいずれかに該当する場合は助成対象外
- 住民税を滞納している方
 - 法人住民税を滞納している法人
 - 会社のうち中小企業法に規定する中小企業に該当しない法人(会社に該当しない場合はそれに準ずる法人)
 - 売買を目的に所有・管理する不動産業者

▶助成費用

- ①撤去・新設費用の2/3の額
 - ②助成単価16,000円/mにブロック塀やフェンスなどの長さを乗じた額(最大16万円)
- ※①②のうち金額の低いもので助成金を算出します



詳細はコチラ

木造住宅耐震化助成

区では、地震による建物の倒壊を防ぐため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に対し、無料の簡易診断から改修工事まで費用の一部助成を行っています。

いつ発生するか分からない地震から命や財産を守るためにも、住まいの耐震化を考えてみませんか。

▶助成対象建築物

昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した木造住宅

※次のいずれかに該当する場合は助成対象外

- ①軽量鉄骨造、鉄骨造と木造の混構造など耐震診断方法のない構造の建築物
- ②これまでに助成を受けた建築物
- ③不動産業者が売買を目的に所有する建築物(除却工事助成は不動産業者が所有する建築物)



詳細はコチラ

少しでも不安に感じたら…まずは耐震診断を!

建築士(木造住宅耐震コンサルタント)による簡易診断

建築士が自宅の簡易診断を行い、耐震化に関する相談をお受けします。

無料

診断の結果、安全性が低いと判定されたら

今の住宅に住み続けたい方

耐震性能を確認 (耐震診断)

建築士が現地を確認し、木造住宅の耐震性能を確認します。
※自己負担額 3~4万円程度
(大田区木造診断士の場合)

耐震化するための計画 (耐震改修設計)

建築士が現地を確認し、耐震改修計画案、設計図書を作成します。
●助成額 最大15万円

耐震化するための工事 (耐震改修工事)

施工業者が設計図書をもとに耐震改修工事を行います。
※耐力壁の設置や屋根の軽量化など
●助成額 最大150万円

建て替え・ 取り壊しを 検討する方

木造住宅を 取り壊す工事

建物を取り壊して更地にする工事です。
※令和6年3月31日までの制度
●助成額 最大75万円

▶問合せ先 防災まちづくり課耐震改修担当 ☎5744-1349 ☎5744-1526

雨水を有効活用
しませんか?

大田区雨水貯留槽設置助成・雨水浸透施設設置助成のご案内

大雨が降ったときに、雨水が下水道一気に流れ込むと、水があふれ、浸水することがあります。屋根に降った雨水を下水道や河川に流さず、一時的に「雨水タンク」に貯めたり、「浸透ます・雨水浸透管」から地下にしみ込ませたりするための工事費の一部を助成します。

雨水貯留槽(タンク)とは?

屋根に降った雨水を一時的に貯めるタンクです。植木や庭への散水、夏場の打ち水にも利用でき、環境にもやさしい設備です。

- 小型貯留槽(500ℓ未満)を設置する場合の助成額
個人=(本体価格+設置工事費)×2/3
その他=(本体価格+設置工事費)×1/2
- 助成限度額
1基につき4万円。1敷地につき2基まで
※大型貯留槽(500ℓ以上)の助成もあります
※売買を目的とした建物や住民税などを滞納している場合は対象外



雨水浸透施設とは?

雨どいで集めた雨水を浸透ますと浸透トレンチ管(雨水浸透管)で地下にしみ込ませるものです。地下水や環境の保全にも役立ちます。

- 助成対象地域
埋立地以外の区内全域(急傾斜地、隣地と段差のあるところ、地下水位の高い場所などには適しません)
※「大田区開発指導要綱」の適用を受ける建築物や、住民税などを滞納している場合は対象外
- 助成額
実際にかかった対象工種の工事費合計額(1件につき最大40万円)
※年度内に申請から完了までの手続きが必要

▶問合せ先 建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308 ☎5744-1558

人権問題への理解を深めましょう

外国人の人権 ~違いを受け入れる心がけ~

区では令和4年4月1日現在、約23,000人の外国人(区民の33人に1人の割合)が暮らしています。国籍は、中国や韓国、東南アジア、ヨーロッパにある国とさまざまです。

言語・文化などの違いや無理解から生じる偏見により、就職での不利な扱い、アパートなどの入居を断られるといった差別が起きています。また、ヘイトスピーチと呼ばれる、特定の民族や国籍の方を排斥するような差別的言動も深刻な問題であり、平成28年6月3日には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

言語・文化などの違いに関係なく、全ての人は人間らしく生きる「人権」を持っています。相手と自分の違いを理解し、受け入れることが、お互いを尊重し合う関係を築くために大切です。

▶問合せ先 人権・男女平等推進課人権・同和対策担当
☎5744-1148 ☎5744-1556

公益通報者保護法とは

公益のために通報した労働者を解雇などの不利益から守る法律です。

●法律の目的

この法律は、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護などにかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう、公益通報に関する保護制度を定めたものです。

●法律の具体的な内容

主な内容は次のとおりです。

- ◎労働者が事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為について、事業者内部や処分などの権限を有する行政機関などに通報した場合、通報したことを理由として解雇などの不利益な取り扱いをすることは禁止されています。
- ◎公益通報を受けた事業者は、公益通報の是正措置などについて、公益通報者に通知するよう努めなければなりません。
- ◎公益通報を受けた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければなりません。

▶問合せ先 総務課内部統制推進担当 ☎5744-1160 ☎5744-1505